

土地使用貸借契約書

貸主（以下「甲」という。）と借主小牧市（以下「乙」という。）とは、後退用地等の使用について、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第 1 条 甲は、乙に対し、その所有に係る次に掲げる土地（以下「貸付物件」という。）を無償で貸し付けるものとする。

所在地	地目	地積	貸付面積
		m ²	m ²

（使用目的）

第 2 条 乙は、貸付物件を公衆用道路の用途に供するものとする。

（貸付期間）

第 3 条 貸付期間は、乙が貸付物件を公衆用道路の用途に供さなくなるときまでとする。

（責務）

第 4 条 甲は、貸付期間中に貸付物件の権利に変動を伴う行為をしようとする場合は、当該権利を承継する相手方に対し、この契約による責務を承継するものとする。

2 甲は、貸付物件に所有権以外の権利が設定されている場合には、あらかじめ当該権利を抹消し、又は当該貸付物件を無償で乙に貸し付けることに関し、当該権利を有する者の同意を得るものとする。

3 公衆用道路としての管理上の責任は、乙が負うものとする。

（権利設定の制限）

第 5 条 甲は、貸付物件に所有権以外の権利を設定しないものとする。ただし、所有権以外の権利を有するものが、貸付物件を公衆用道路として乙に無償で使用させることに同意したときは、この限りではない。

（契約に関する紛争の解決）

第 6 条 この契約に関し、乙の責に帰さない事項について、第三者から異議の申し出があったときは、甲の責任において解決するものとする。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本証2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所 小牧市堀の内三丁目1番地
氏名 小牧市長